

# 福生市青少年健全育成ビジョン

(平成30年度～令和6年度)



平成30年2月 策定

令和5年2月 改定

福生市青少年問題協議会

# ～ 目 次 ～

## 第1章 ビジョンの策定にあたって

1 策定の背景と趣旨	1
2 ビジョンの位置づけ	1
3 ビジョンの対象	1
4 ビジョンの期間	1

## 第2章 ビジョンの基本理念と基本的な方向性

1 基本理念	2
2 基本的な方向性と施策の展開	2
3 施策の体系	3

## 第3章 施策の展開

目標1 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備	4
目標2 全ての青少年の健やかな成長と社会的自立を支援	7
目標3 社会的自立に困難を有する青少年やその家族への支援	9

## 第4章 青少年を取り巻く環境

1 社会的な状況	
(1) 少子化の進行	10
(2) 青少年の死亡	11
(3) 子どもの貧困	12
(4) ヤングケアラー	12
2 青少年の生活	
(1) 食育	13
(2) 睡眠時間	14
(3) 携帯電話（スマートフォン）等の使用時間	14
(4) 虐待に関する相談対応件数	15
(5) 学校に係る諸問題	16
(6) 青少年の意識	18
3 青少年の問題行動	
(1) 万引き	19
(2) 薬物乱用	19
4 若者の労働	
(1) 正規の職員・従業員以外の雇用者比率	20
(2) 失業状況	20
(3) 学校卒業者の離職状況	21
5 ひきこもりの状況	22

## 資料編

1 青少年問題協議会とは	23
2 沿革	23
3 福生市青少年問題協議会条例・施行規則	24
4 福生市青少年健全育成エリアネットワーク	26
5 こども基本法・東京都こども基本条例	29

# 第1章 ビジョンの策定にあたって

## 1 策定の背景と趣旨

### (1) 策定の背景

#### ◆青少年を取り巻く環境

少子高齢化、高度情報化、多文化社会等が急速に進展し、青少年を取り巻く生活環境に大きな影響を及ぼしています。また、自然体験や異年齢集団による遊びの機会の減少は、青少年の社会性や規範意識の低下を招き、非行、いじめ、不登校等、様々な問題行動を引き起こしています。家庭においては、核家族化や少子化が進展し、過保護・過干渉に陥りやすい状況にある一方で、育児放棄、虐待、ヤングケアラー等の問題が顕在化しています。また、子どもが犯罪の被害者となるだけでなく、加害者となる事件も多数発生しています。その多くが、スマートフォンやSNS等を介しての犯罪となっています。

このように青少年をめぐる問題は、より一層複雑多様化し、憂慮すべき状況になっています。

#### ◆行政の方向性

国においては、令和5年4月からの「こども家庭庁」設置及び「こども基本法」の施行により、「こどもまんなか社会」の実現を掲げています。東京都においては、令和3年4月に「東京都こども基本条例」を制定、さらに令和4年4月には「子供政策連携室」を設置し、「チルドレンファースト」を掲げています。

このように、国及び東京都では、青少年を含む子どもの視点や権利を重視し、子どもが権利の主体として尊重されることを明示する法律や条例を定めています。

福生市においては、令和5年4月に「子ども政策課」を創設し、子育て関連施策を一層強化するとともに、「こどもまんなか ふっさ」の新たなスローガンを掲げ、子どもの視点や権利を重視した施策に取り組みます。

### (2) 策定の趣旨

このビジョンは、すべての市民、関係機関が連携・協働し、健全な社会環境づくりと地域の教育力の向上をはかることで青少年の心とからだの健康づくりを進めるために策定します。

## 2 ビジョンの位置づけ

このビジョンは、福生市青少年問題協議会が青少年の健全育成を図るために策定したものです。市ではこれまで青少年分野の施策を含む計画として、「福生市総合計画」や関連計画である「福生市教育振興基本計画」「福生市教育振興基本計画 実施計画（推進プラン）」及び「福生市子ども・子育て支援事業計画」等を策定しています。このビジョンは、これまでに策定してきた様々な分野の計画等の中から青少年の健全育成に関する施策を集約して取りまとめることで、今後の施策の枠組みづくりを推進します。

## 3 ビジョンの対象

このビジョンは、0歳から概ね18歳までのすべての青少年を対象とします。また施策によっては対象年齢の幅を柔軟に解釈します。

## 4 ビジョンの期間

このビジョンは5年を1期とし、期間を平成30年度から令和4年度までとしていましたが、令和7年度以降は「青少年健全育成ビジョン」から「子ども・若者計画」へ移行予定であることから、期間を2年間延伸し、令和6年度までとします。

## 第2章 ビジョンの基本理念と基本的な方向性

### 1 基本理念

#### 《未来を担う青少年の希望がかなうまち ふっさ》

未来を担う青少年が、将来に展望を持ち、自分の力で希望を実現させていくことは、私たち市民の願いでもあり、責任でもあります。そのためには成長段階に応じて自主性・自立性を育み、様々な人々との関わりの中で社会性を身に付け、社会の一員としての義務や責任を果たすことができる青少年を育成していくとともに、青少年の人権の尊重及び擁護の促進をはかる環境づくりが大切です。

しかし、人口構造の大きな変化や情報化の進展など社会環境の変化に伴い、青少年の地域への関心や愛着が希薄化してきています。このような状況から、本市の特性や今ある地域の資産を生かし、新たな次代を担う青少年を、家庭・学校・地域・行政等が連携して社会全体で育てていくことが求められています。

そこで、本ビジョンでは、「未来を担う青少年の希望がかなうまち ふっさ」を基本理念に掲げ、市民一体となった青少年の健全育成を推進します。

### 2 基本的な方向性と施策の展開

このビジョンは、総合的に青少年の健全育成を推進し基本理念を実現するため、次の3つの目標に基づき、施策を展開します。

#### 目標1. 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

青少年が安全・安心して暮らせるよう、地域社会全体で安全・安心な社会環境づくりに取り組むとともに、多世代が相互に交流し、青少年やその家族に寄り添いながら、社会全体で支えるための環境整備を推進します。

青少年は未来を担う大切な存在です。このため青少年の健全育成を図るための支援を、家庭・学校・地域・行政等が連携し、地域社会の人たちが相互に協力しながら、一体となって取り組めます。

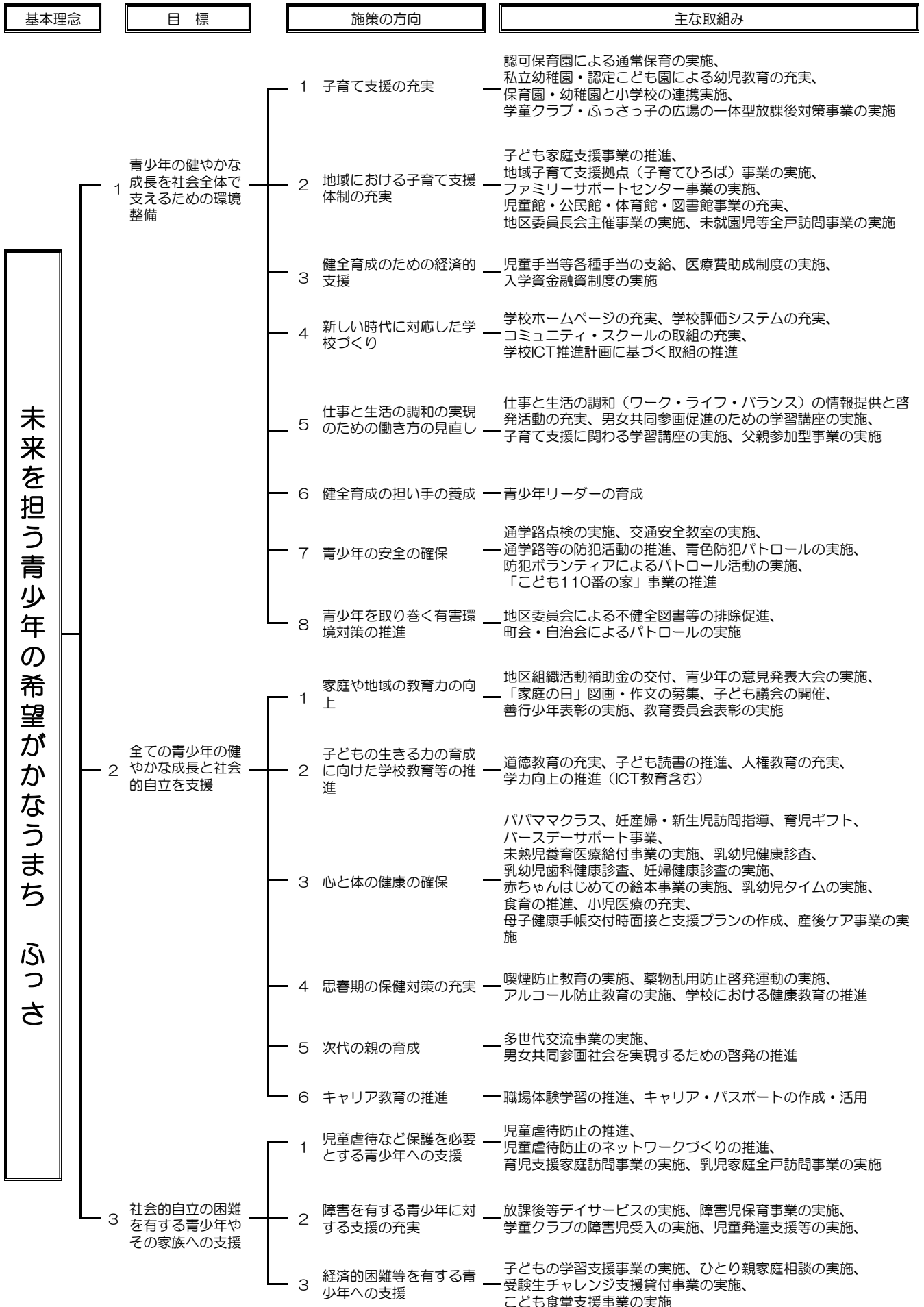
#### 目標2. 全ての青少年の健やかな成長と社会的自立を支援

全ての青少年の育ちを支え、安心して自分らしく成長できる地域社会をつくるため、一人一人の青少年の置かれた状況を把握し、それぞれの個性を尊重しながら、妊娠期から青年期に至るまでの切れ目のない支援に取り組むとともに青少年の自立に向けた支援を行います。

#### 目標3. 社会的自立に困難を有する青少年やその家族への支援

青少年一人一人の育ちが、個人や家庭の状況に捉われることなく、地域全体で青少年やその家族を支援するとともに、困難を抱えている青少年がその状況を克服するために、様々な関係機関等が連携・協働しながら、青少年の健全育成支援を行います。

### 3 施策の体系



## 第3章 施策の展開

### 目標1 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

#### 施策の方向1 子育て支援の充実

少子化に伴い児童人口は減少していますが、保育サービスを利用する子どもの割合は高い傾向にあります。人間形成の基礎を培う重要な乳幼児の時期に、生活の大半を過ごすことになる保育サービスの充実、青少年の健全な心身の発達を図る上で重要です。就労やライフスタイル、家庭形態の多様化など、様々なニーズに応えられる各種保育サービスの充実を図るとともに、学童クラブとふっさっ子の広場との連携を図りながら放課後の児童健全育成に努めます。

##### 【主な取組み】

認可保育園による通常保育の実施、私立幼稚園・認定こども園による幼児教育の充実、保育園・幼稚園と小学校の連携実施、学童クラブ・ふっさっ子の広場の一体型放課後対策事業の実施

#### 施策の方向2 地域における子育て支援体制の充実

少子化・核家族化の進行に伴い、人と人とのつながりが希薄化し、子育てを助け合うことが少なくなったため、育児への負担や不安を感じる人が増えています。子育てを社会全体の課題と捉え、共働きの家庭だけではなく、専業主婦を含めた全ての子育て家庭を対象とした健全育成の充実を図るとともに、子どもの遊び場や居場所づくりにも取組み、孤立や人間関係で悩む保護者や青少年を支える居場所づくりに取り組めます。

##### 【主な取組み】

子ども家庭支援事業の推進、地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業の実施、ファミリーサポートセンター事業の実施、児童館・公民館・体育館・図書館事業の充実、地区委員長会主催事業の実施、未就園児等全戸訪問事業の実施

#### 施策の方向3 健全育成のための経済的支援

子育て世帯では、保育サービスにかかる費用のほか、塾・習い事等の教育費の家計に占める割合は、子どもの年齢が高くなるにつれ大きくなっていきます。今後も、子育て家庭への経済的支援として引き続き各種手当等の周知に努めると共に、制度の改善や新たな支援等の充実に努めます。

##### 【主な取組み】

児童手当等各種手当の支給、医療費助成制度の実施、入学資金融資制度の実施

#### 施策の方向4 新しい時代に対応した学校づくり

多様化・高度化する教育課題への要請に応えるためには、保護者や地域住民の意向を踏まえた教育環境を整備し、安全・安心な施設整備を進めていくことが求められています。子どもたちにとって、快適な学習・生活空間を確保するとともに、子どもたちが事故等に巻き込まれないよう、地域とともに、子どもの安全・安心の取組みに努めます。

##### 【主な取組み】

学校ホームページの充実、学校評価システムの充実、コミュニティ・スクールの取組の充実、学校ICT推進計画に基づく取組の推進

#### 施策の方向5 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事は、暮らしを支えるだけでなく人生の生きがいや喜びをもたらしますが、仕事に追われ心身の疲労から健康を害したり、子育てや親の介護との両立に悩む人が少なくありません。また、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない人も増えており、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。仕事と生活でのアンバランスが、働く人々の将来への不安や、豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象の一因にもなっています。そのため、仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実させるワーク・ライフ・バランスという考え方の実現が求められています。個人の状況に合わせて性別や年齢にかかわらず、多様で柔軟な働き方により、本当の豊かさを実感できる社会を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発に取り組めます。

##### 【主な取組み】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実、男女共同参画促進のための学習講座の実施、子育て支援に関わる学習講座の実施、父親参加型事業の実施

#### 施策の方向6 健全育成担い手の養成

青少年が真に自立した人間として社会を切り開いていくためには、青少年の社会参加・参画を促進し年齢の異なる様々な人との関係の中で、主体的に活動することができる青少年を育成していかなければなりません。青少年の社会活動を支援し活発化させ、また、青少年やその保護者などの相談に的確に応じることができる「担い手」を養成します。

##### 【主な取組み】

青少年リーダーの育成

## 施策の方向7 青少年の安全の確保

災害や犯罪から生命と財産を守るため災害対策や防犯体制を整備し、行政・地域・警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、安全安心なまちづくりを推進します。また、保育園、幼稚園、学校等では交通安全教育を充実させ、自ら身を守る意識を育てるとともに、自動車やバイクを運転する大人の安全運転の徹底を目指します。

### 【主な取組み】

通学路点検の実施、交通安全教室の実施、通学路等の防犯活動の推進、青色防犯パトロールの実施、防犯ボランティアによるパトロール活動の実施、「こども110番の家」事業の推進

## 施策の方向8 青少年を取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォンやSNSの普及により、有害情報は子どもの手に届きやすくなりました。さらに、書店やコンビニエンスストア等で、過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、ゲームソフト等が販売され、有害情報は子どもでも簡単に入手することができます。その対策として、青少年に情報化社会を生きていくための正しい教育はもとより、書店やコンビニエンスストアなどにある有害図書を排除したり、メディア上の有害情報を規制していく必要があります。家庭・学校・地域社会・行政が一体となって、子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進します。

### 【主な取組み】

地区委員会による不健全図書等の排除促進、町会・自治会によるパトロールの実施



## 目標2 全ての青少年の健やかな成長と社会的自立を支援

### 施策の方向1 家庭や地域の教育力の向上

子育てに無関心な親がいる一方で、過保護、過干渉により子どもの自主性の発育を妨げたり、仕事で忙しく子どもと十分に向き合う時間がとれない親も多く、家庭における子どもの教育力は低下しています。生活の大半を過ごす家庭環境は子どもの成長に大きく影響します。そのため、今後親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し地域での教育力を高めます。

#### 【主な取組み】

地区組織活動補助金の交付、青少年の意見発表大会の実施、「家庭の日」図画・作文の募集、子ども議会の開催、善行少年表彰の実施、教育委員会表彰の実施

### 施策の方向2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育等の推進

少子高齢化、高度情報化を背景に社会は著しく変貌し、青少年を取り巻く生活状況や教育環境も大きく変化しました。青少年の大人や高齢者との触れあいや自然を体験する機会が大きく減少したことは、青少年の社会性や規範意識の低下を招く一因となっています。家庭においては過保護・過干渉・放任等による教育力の低下が目立ち、地域社会では、大人の規範意識の低下や連帯意識・人間関係の希薄化による教育力の低下が問題となり、青少年を健全に教育できる環境が失われつつあります。その結果、いじめ、不登校、非行等、子どもたちの様々な問題行動が顕在化しています。確かな学力を身につけ、自ら学び自ら考える力を育む教育の充実を図り、「確かな学力」を身につけるための学習指導を推進します。

#### 【主な取組み】

道徳教育の充実、子ども読書の推進、人権教育の充実、学力向上の推進（ICT教育含む）

### 施策の方向3 心と体の健康の確保

子どもが健やかに生まれ育つためには、健康が基本となります。次代を担う青少年とその保護者の心と体の健康の確保を図るため、乳幼児の健康支援や周産期医療等の母子保健や小児医療の充実を進めます。また、生活環境とともに、食事の在り方も変化し、食生活の乱れが指摘されています。朝食の欠食、ファストフード等の栄養バランスの偏った食事、インスタント食品への依存など、食習慣に対する問題が生じています。親の生活習慣は子どもに影響することも多く、忙しい社会生活の中で孤食を余儀なくされている子どもも増えていきます。食は、家族の関係づくりや人間形成の基本であり、健康な生活を送るために正しい食習慣を身につける啓発事業を実施します。

#### 【主な取組み】

パパママクラス、妊産婦・新生児訪問指導、育児ギフト、バースデーサポート事業、未熟児養育医療給付事業の実施、乳幼児健康診査、乳幼児歯科健康診査、妊婦健康診査の実施、赤ちゃんはじめての絵本事業の実施、乳幼児タイムの実施、食育の推進、小児医療の充実、母子健康手帳交付時面接と支援プランの作成、産後ケア事業の実施

#### 施策の方向4 思春期の保健対策の充実

社会の急激な変化は、青少年に関わる様々な問題を生じさせています。十代の人工妊娠中絶や性感染症は増加しており、喫煙、飲酒、薬物等の問題も深刻化しています。そのため、性教育の充実や、喫煙・薬物についての正しい知識の普及を推し進めなくてはなりません。また、不登校、ひきこもりなどの問題を抱えた青少年も増えています。これら青少年の非行問題を防ぐため、家庭・学校・地域が協力し、青少年を孤独にさせないよう温かい地域づくりが求められています。思春期の保健対策として、思春期における心身の問題を気軽に相談できる機関を整え、保健教育を充実させ、心身を大切にできる青少年を育てていきます。

##### 【主な取組み】

喫煙防止教育の実施、薬物乱用防止啓発運動の実施、アルコール防止教育の実施、学校における健康教育の推進

#### 施策の方向5 次代の親の育成

少子化や核家族化の進行する中で、世代を通して子育てを学ぶ機会も、小さな子どもと触れあう機会もほとんどないまま親になる青少年は少なくありません。青少年が子育ての喜びを実感できる次代の親として成長できるよう、将来自ら家庭を築くことや、自分の子どもを産み育てることについての意義を理解することが大切です。青少年が様々な世代の方々との交流が持てるような場を設けます。

##### 【主な取組み】

多世代交流事業の実施、男女共同参画社会を実現するための啓発の推進

#### 施策の方向6 キャリア教育の推進

青少年が持っている夢を実現し、経済的に自立していくために、児童生徒に対するキャリア教育や長期展望に立ったキャリアプランの形成の支援や、就業支援を継続的に行っていく必要があります。青少年の職業的（進路）発達を促すために、職場体験やガイダンス機能を生かして自己理解や職業理解を深めさせるとともに、子どもたち一人一人の勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育を推進します。

##### 【主な取組み】

職場体験活動の推進、キャリア・パスポートの作成・活用

### 目標3 社会的自立に困難を有する青少年やその家族への支援

#### 施策の方向1 児童虐待などの保護を必要とする青少年への支援

子ども家庭支援センターに寄せられる児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあります。その背景には、経済問題からくる生活上のストレス、子育ての不安感や負担感など多くの要因があると言われています。児童虐待については、要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制の充実を図ります。

##### 【主な取組み】

児童虐待防止の推進、児童虐待防止のネットワークづくりの推進、育児支援家庭訪問事業の実施、乳児家庭全戸訪問事業の実施

#### 施策の方向2 障害を有する青少年に対する支援の充実

障害児が自立していくには、一人一人の多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実が必要となります。障害のあるないに関わらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会の実現というノーマライゼーションの理念に基づき、障害児が地域でいきいきと生活でき、健常児とともに成長できるよう、保護者や家族を含め一層の障害児施策の充実を図ります。

##### 【主な取組み】

放課後等デイサービスの実施、障害児保育事業の実施、学童クラブの障害児受入の実施、児童発達支援等の実施

#### 施策の方向3 経済的困難等を有する青少年への支援

経済的困難を理由に学習機会が奪われ、そのことが貧困の連鎖につながると言われています。貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯に対する支援を行います。またひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあります。母子家庭の場合、経済的な問題が、また父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため家庭生活においても多くの問題を抱えているケースは少なくありません。今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していきます。

##### 【主な取組み】

子どもの学習支援事業の実施、ひとり親家庭相談の実施、受験生チャレンジ支援貸付事業の実施、こども食堂支援事業の実施

## 第4章 青少年を取り巻く環境

### 1 社会的な状況

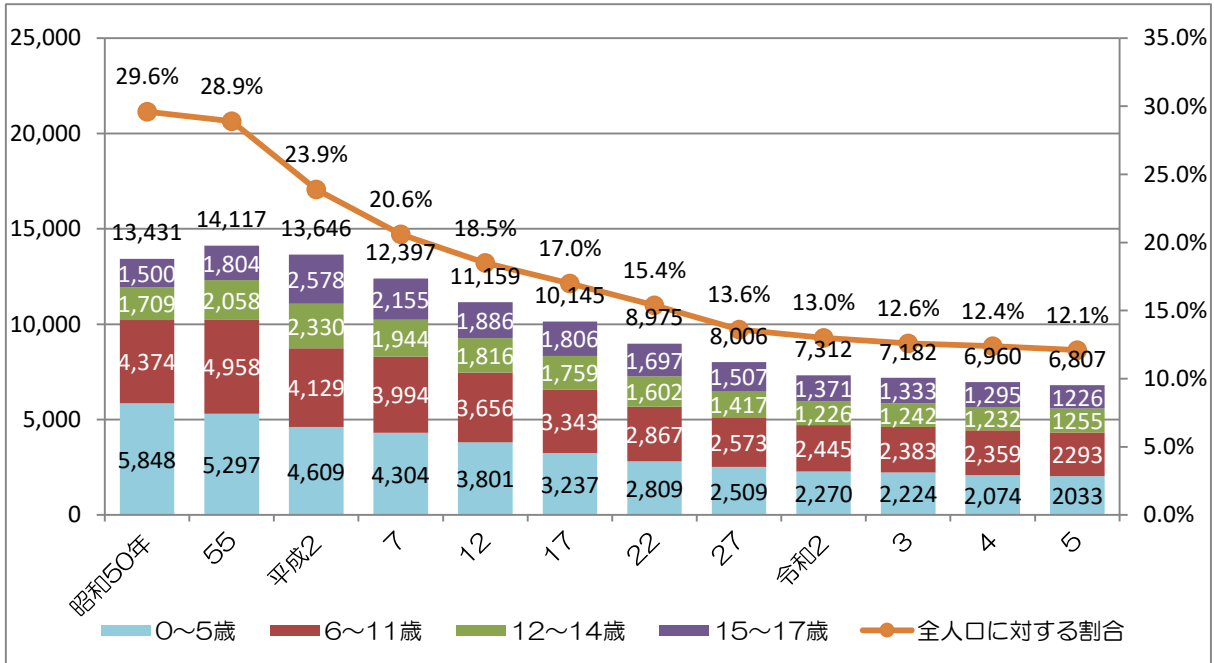
#### (1) 少子化の進行

##### (ア) 子どもの人口

福生市における18歳未満の子どもの人口は、少子化の進行とも相まって昭和55年以降減少傾向にあり、令和5年1月1日現在6,807人となっている。

総人口に対する子どもの人口の割合は、昭和50年以降一貫して低下していることがわかる。18歳未満の子ども数の割合は、昭和50年の29.6%であったのに対し、令和5年1月1日には12.1%と少子化が進行している。

(図表1) 子どもの人口（18歳未満）の推移

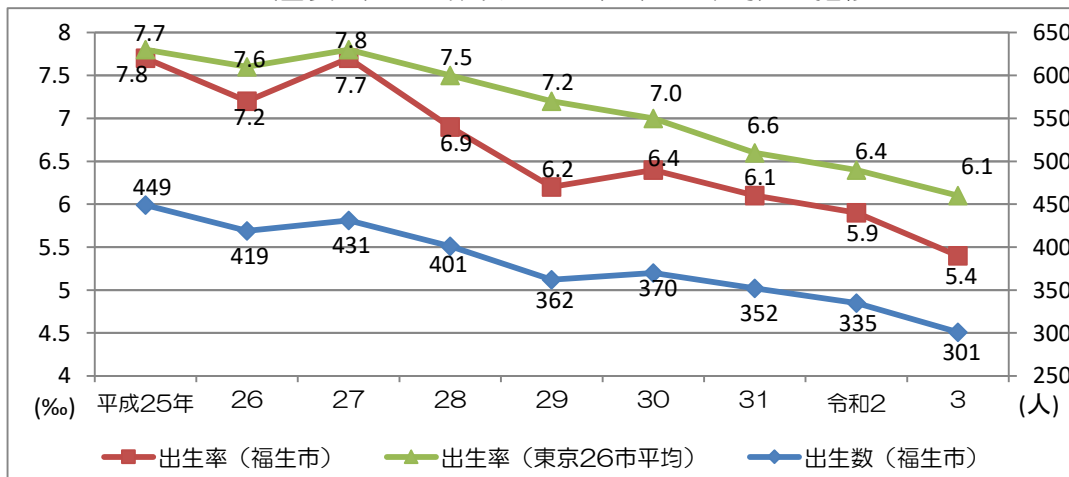


資料：福生市（各年1月1日、日本人+外国人）

##### (イ) 出生の動向

福生市の出生数は、前年度より増加する年もあるが減少が続いている。出生率は福生市、東京26市ともに減少している。

(図表2) 出生数及び出生率（人口千対）の推移



資料：東京都「人口動態統計年報（令和3年）」

## (2) 青少年の死亡

令和3年における青少年（0～29歳）の死亡率をみると、0歳、1～4歳では「先天奇形、変形及び染色体異常」、5～9歳では「悪性新生物＜腫瘍＞」、10歳以降では「自殺」が最も高くなっている。

また、令和3年における自殺した少年（19歳以下）の原因・動機は、健康問題が最も多く、次いで学校問題となっている。

(図表3) 主な特定死因別にみた年齢階級別死亡率（人口10万対）の年次比較

年齢	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
総数 (0歳～80歳以上)	悪性新生物 ＜腫瘍＞	310.7	心疾患	174.9	老衰	123.8	脳血管疾患	85.2	肺炎	59.6
0歳	先天奇形、 変形及び染 色体異常	60.5	周産期に特 異的な呼吸 障害等	26.2	乳幼児突然 死症候群	9.1	不慮の事故	7.5	胎児及び新 生児の出血 性障害等	6.7
1～4歳	先天奇形、 変形及び染 色体異常	2.8	悪性新生物 ＜腫瘍＞	1.5	不慮の事故	1.4	心疾患	0.8	周産期に発 生した病態	0.5
5～9歳	悪性新生物 ＜腫瘍＞	1.8	不慮の事故	0.9	先天奇形、 変形及び染 色体異常	0.9	その他の新生物 ＜腫瘍＞、 心疾患	0.3		
10～14歳	自殺	2.4	悪性新生物 ＜腫瘍＞	1.5	不慮の事故	1.0	先天奇形、 変形及び染 色体異常	0.6	心疾患	0.4
15～19歳	自殺	11.5	不慮の事故	2.9	悪性新生物 ＜腫瘍＞	2.3	心疾患	0.7	先天奇形、 変形及び染 色体異常	0.4
20～24歳	自殺	21.8	不慮の事故	4.1	悪性新生物 ＜腫瘍＞	2.7	心疾患	1.2	先天奇形、 変形及び染 色体異常	0.5
25～29歳	自殺	20.9	悪性新生物 ＜腫瘍＞	3.8	不慮の事故	3.4	心疾患	2.5	脳血管疾患	0.6

資料：厚生労働省「人口動態調査（令和3年）」

(図表4) 19歳以下の原因・動機別自殺者数

	家庭問題	健康問題	経済・ 生活問 題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	合計
男	69	86	9	25	34	124	35	382
女	49	113	2	5	25	73	22	289
計	118	199	11	30	59	197	57	671

資料：厚生労働省・警察庁「令和3年中における自殺の状況」

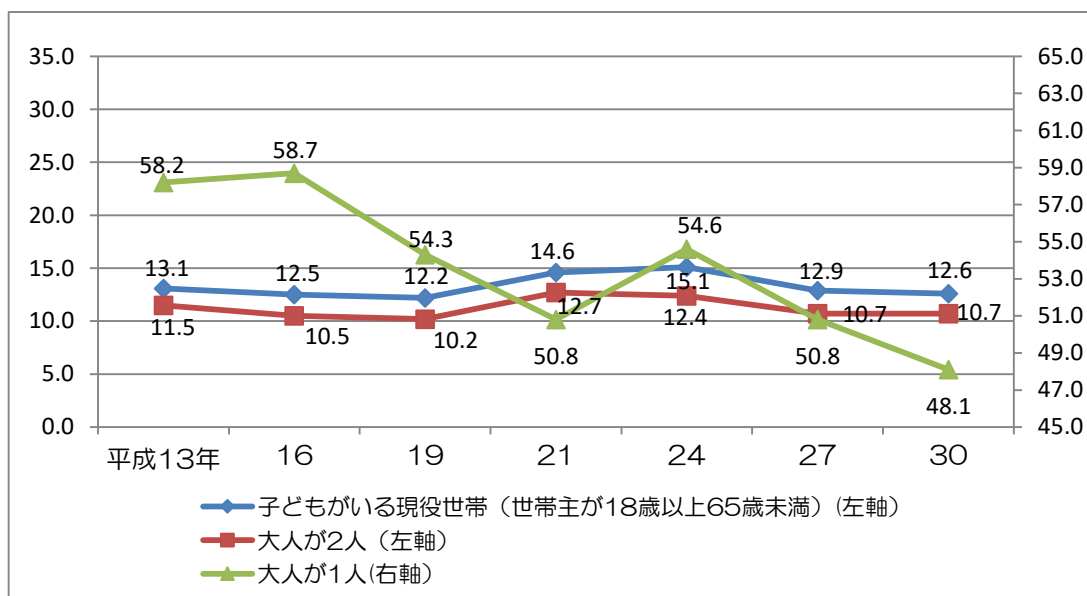


### (3) 子どもの貧困

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率は12.6%であり、そのうち、大人が1人いる世帯（いわゆるひとり親）の相対的貧困率は48.1%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は10.7%となっている。

こうした指標等から、ひとり親家庭等、大人1人で子どもを養育している家庭において、特に経済的に困窮しているという実態がうかがえる。

(図表5) 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率



※相対的貧困率…等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合をいう。その国の一般的な生活レベルと比べて非常に貧しい状態のこと。

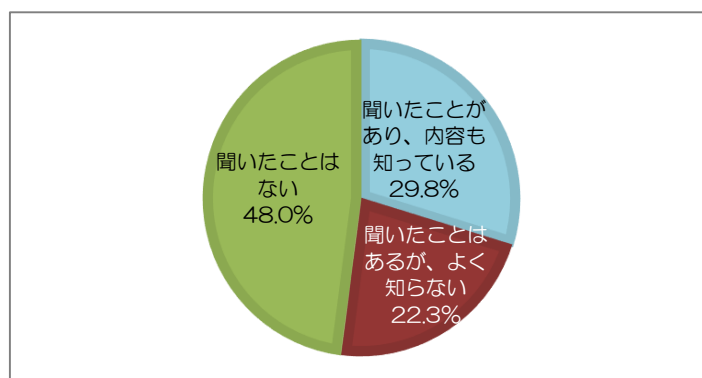
資料：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」

### (4) ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がある。しかしながら、家庭内のプライベートな問題であること、さらに「ヤングケアラー」の概念が浸透していない中で本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっている。

以下の図表はヤングケアラーの認知度を示しており、「聞いたことがあり、内容も知っている」が29.8%であった。

(図表6) ヤングケアラーの認知度



資料：株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（令和4年3月）」

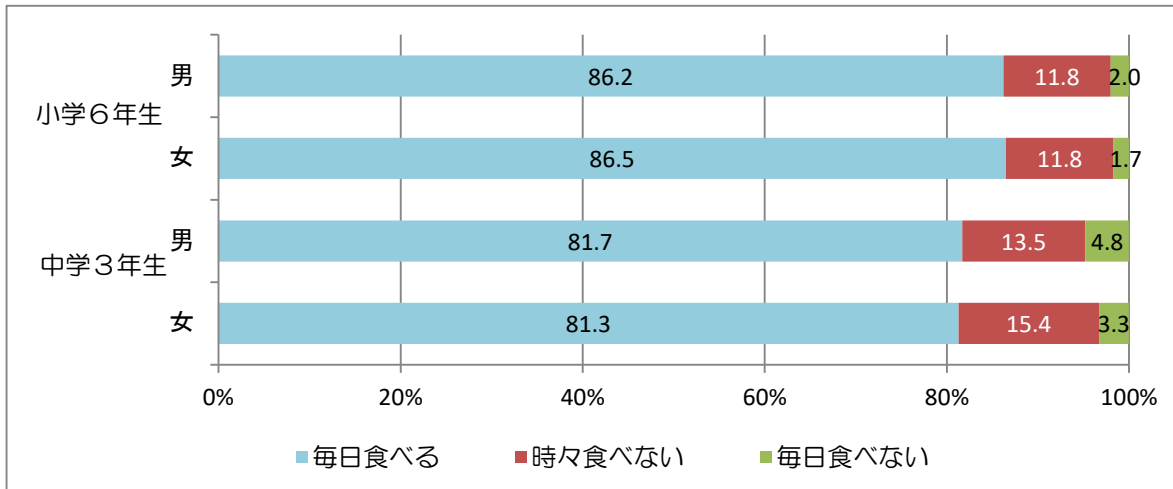
## 2 青少年の生活

### (1) 食育

小学生・中学生の朝食の有無について、令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を見ると、「朝食は食べますか」という質問に対し、「毎日食べる」が小学6年生男子が86.2%、女子が86.5%、中学3年生男子が81.7%、女子が81.3%であった。

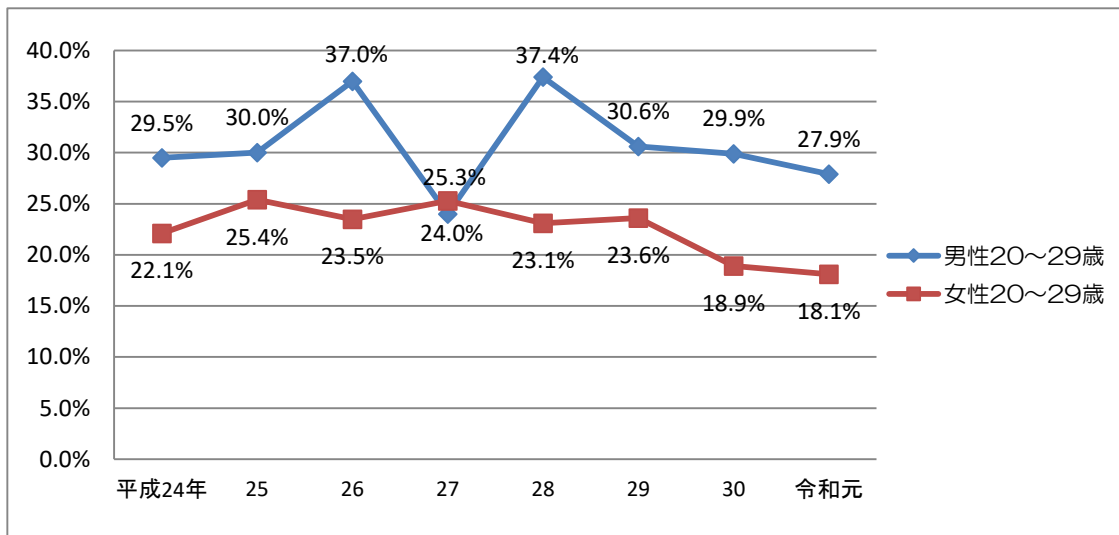
また、20～29歳の朝食の欠食率について、国民健康・栄養調査をみると、令和元年は、男性27.9%、女性18.1%であり、前年と比較して男性、女性ともに微減となっている。

(図表7) 朝食の有無



資料：東京都「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（令和3年度版）」

(図表8) 朝食の欠食率

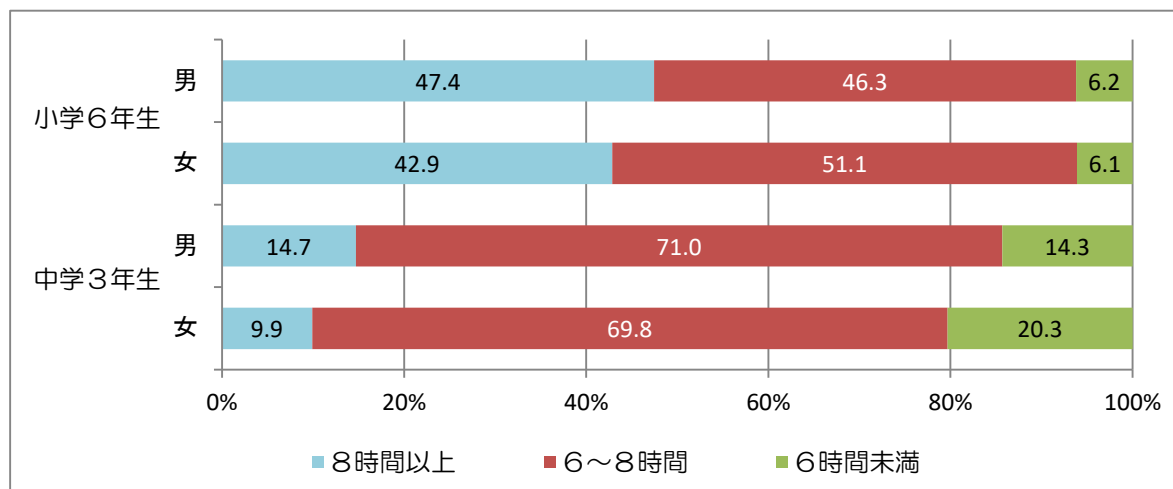


資料：厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」

## (2) 睡眠時間

小学生・中学生の睡眠時間について、小学6年生男子では8時間以上が最も多く47.4%、女子では6～8時間が最も多く51.1%であり、中学3年生男子では6～8時間が最も多く71.0%、女子でも6～8時間が最も多く69.8%であった。

(図表9) 1日の睡眠時間

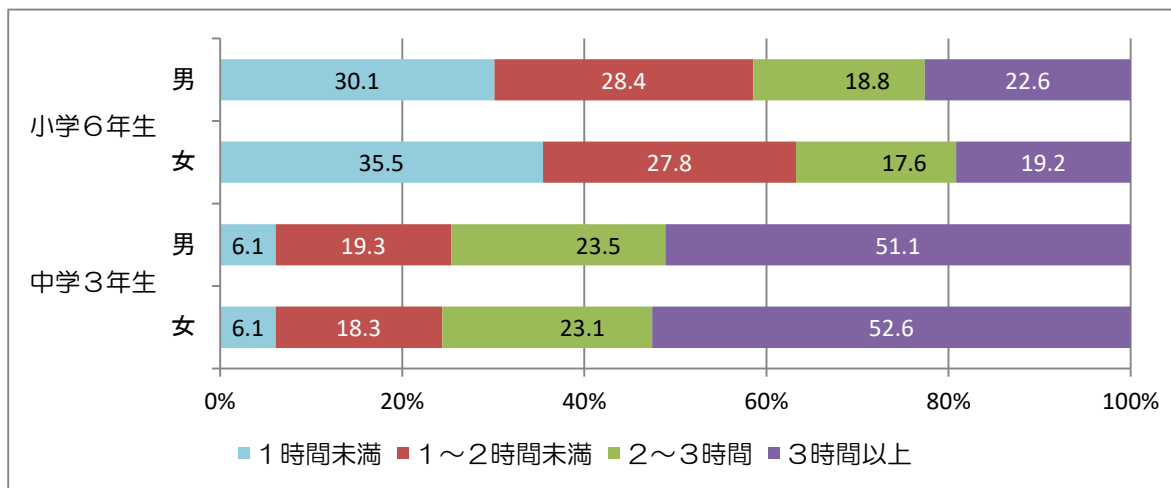


資料：東京都「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（令和3年度版）」

## (3) 携帯電話（スマートフォン）等の使用時間

小学生・中学生の携帯電話（スマートフォン）、タブレット端末、携帯型ゲーム機やパソコンの使用時間について、小学6年生男子では1時間未満が最も多く30.1%、女子でも1時間未満が最も多く35.5%であり、中学3年生男子では3時間以上が最も多く51.1%、女子でも3時間以上が最も多く52.6%であった。

(図表10) 1日の携帯電話（スマートフォン）、タブレット端末、携帯型ゲーム機やパソコンの使用時間



資料：東京都「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（令和3年度版）」

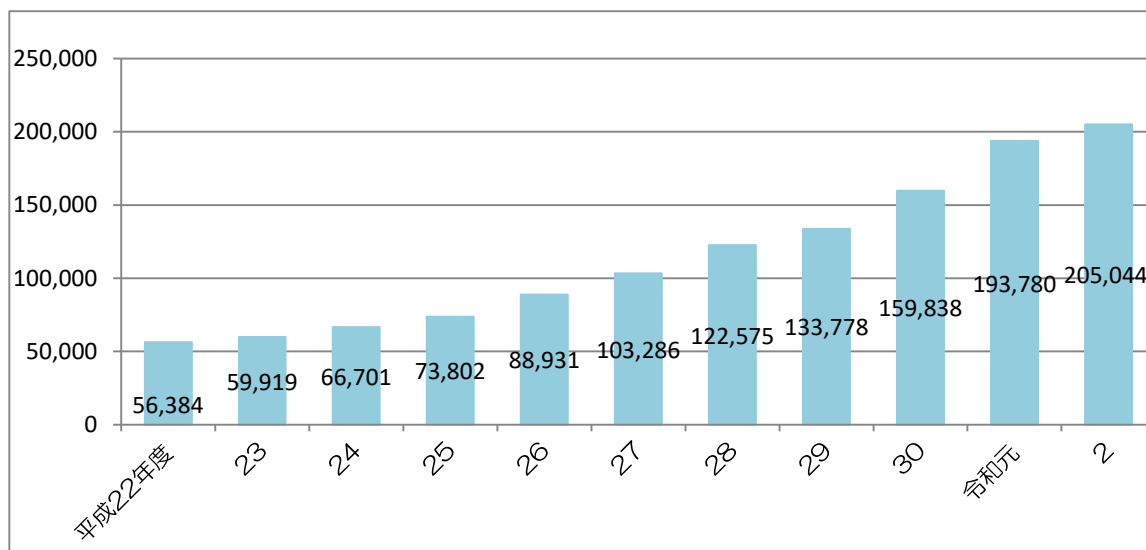


#### (4) 虐待に関する相談対応件数

令和2年度中に児童相談所が対応した児童虐待相談の対応件数は205,044件で、前年度に比べ11,264件(5.8%)増加している。

また、虐待の内容では、令和2年度は心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待で以下、保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)、性的虐待の順となっている。

(図表11) 児童相談所における虐待に関する相談対応件数



資料：厚生労働省「福祉行政報告例(令和2年度)」

(図表12) 児童相談所における虐待の内容別相談対応件数

区分	総数	身体的虐待	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待
令和2年度	100.0%	24.4%	15.3%	1.1%	59.2%
	205,044	50,035	31,430	2,245	121,334

資料：厚生労働省「福祉行政報告例(令和2年度)」

単位：件

(図表13) 福生市における児童虐待相談件数内訳

項目	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		性的虐待		非該当		計	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
3年度	29	2,541	4	714	56	2,637	0	0	13	154	102	6,046
2年度	31	1,878	10	720	41	3,136	3	90	8	77	93	5,901

単位：件

※新規とは新たに受理した相談件数の実数、継続とは新規相談後継続して支援を行った行動実績件数をいう。

資料：福生市「令和3年度事務報告書」

## (5) 学校に係る諸問題

### (ア) いじめの状況

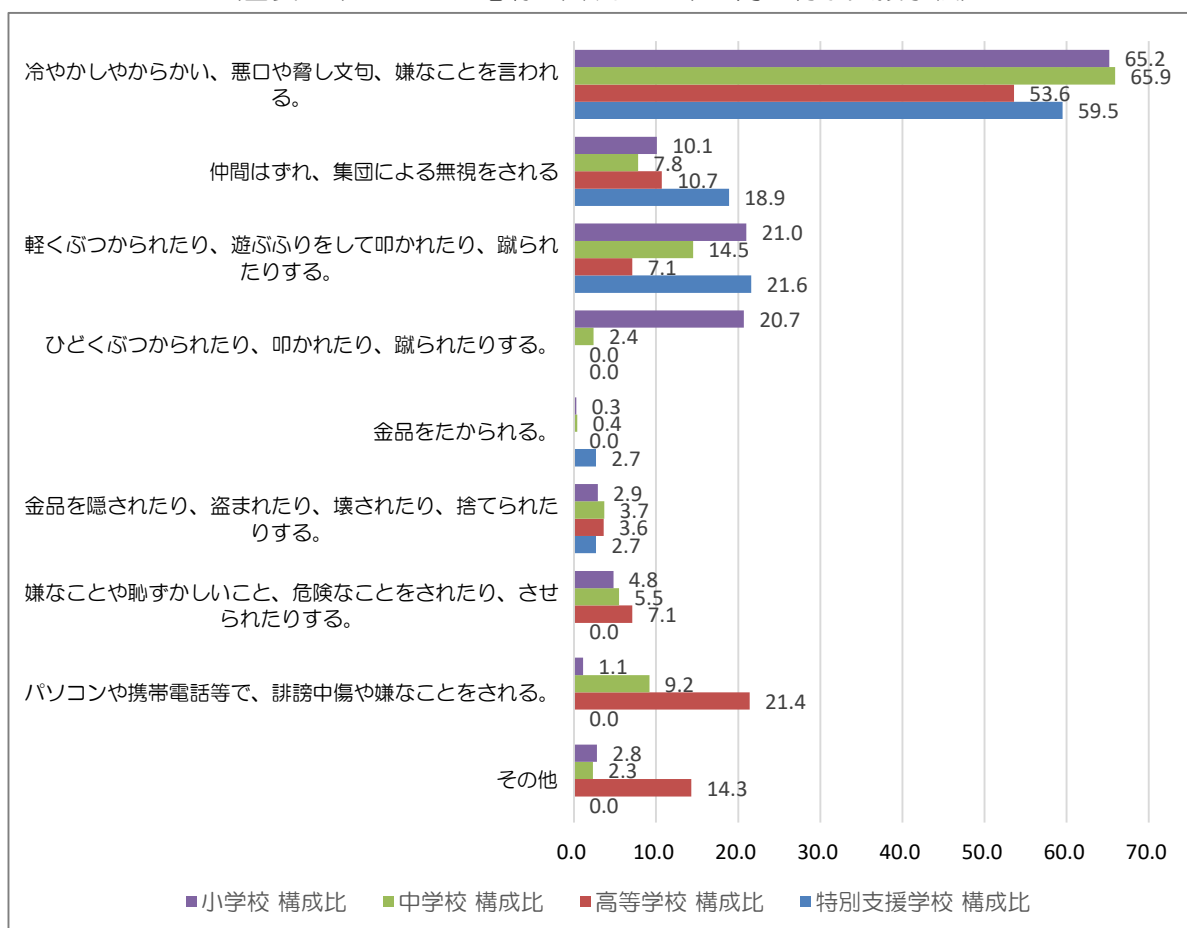
令和3年度の都内小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、小学校54,210件、中学校5,560件、高等学校28件、特別支援学校37件の合計59,835件であった。また、いじめの態様では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」の割合が最も高くなっている。

(図表14) いじめの認知件数の推移(都内公立小・中・高・特別支援学校)

	平成28年度	29	30	令和元	2	3
小学校	13,948	25,837	45,192	57,427	38,384	54,210
中学校	4,029	5,017	6,482	6,968	4,090	5,560
高等学校	145	147	201	147	48	28
特別支援学校	34	48	37	37	16	37
計	18,156	31,049	51,912	64,579	42,538	59,835

資料：東京都「令和3度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」

(図表15) いじめの態様(都内小・中・高・特別支援学校)

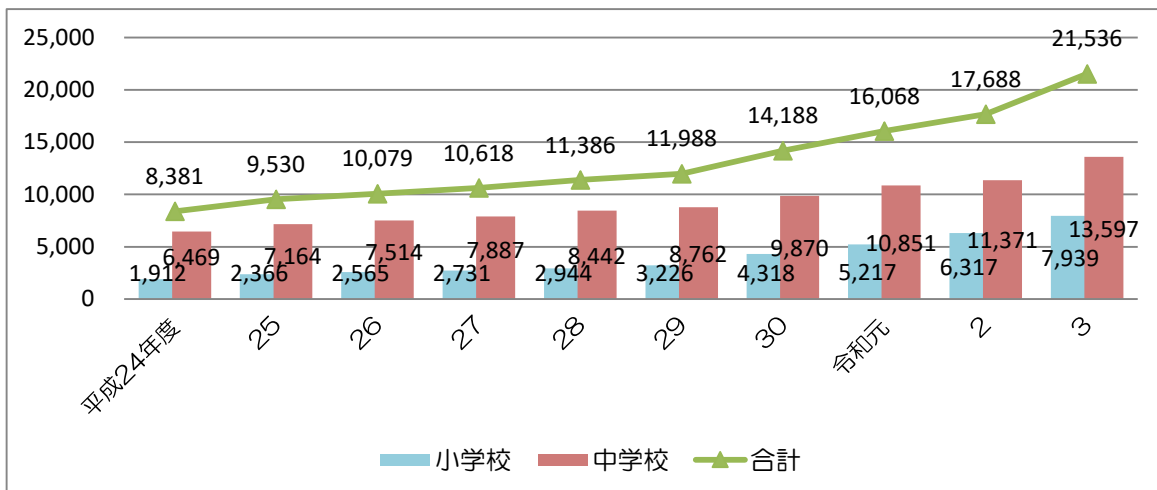


資料：東京都「令和3度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」

(イ) 不登校

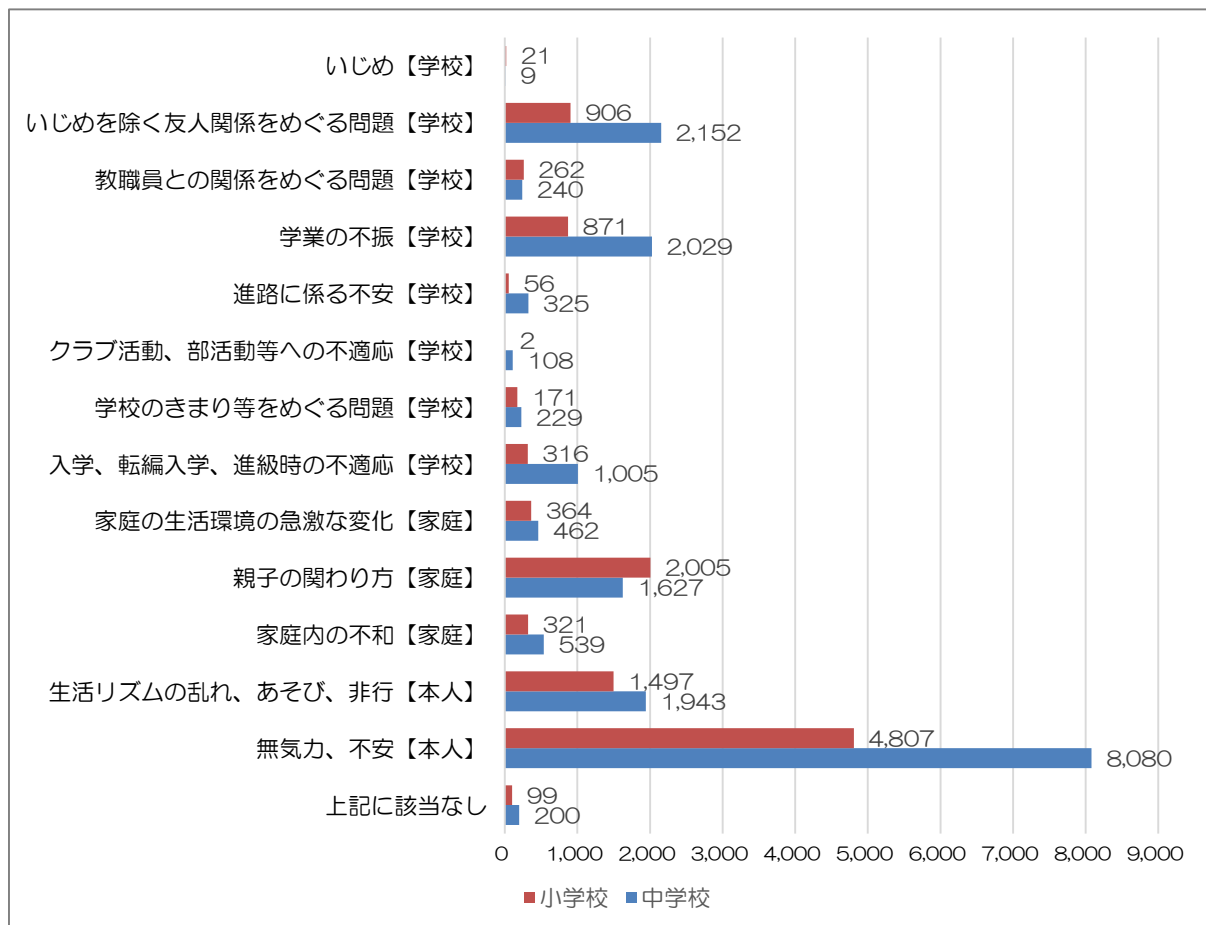
令和3年度の都内不登校児童・生徒数は小学校が7,939人、中学校が13,597人、合計21,536人であり、平成24年度から小・中学校ともに連続で増加している。

(図表16) 不登校児童・生徒数の推移 (都内公立小・中学校)



資料：東京都「令和3度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

(図表17) 不登校の要因 (都内公立小・中学校)

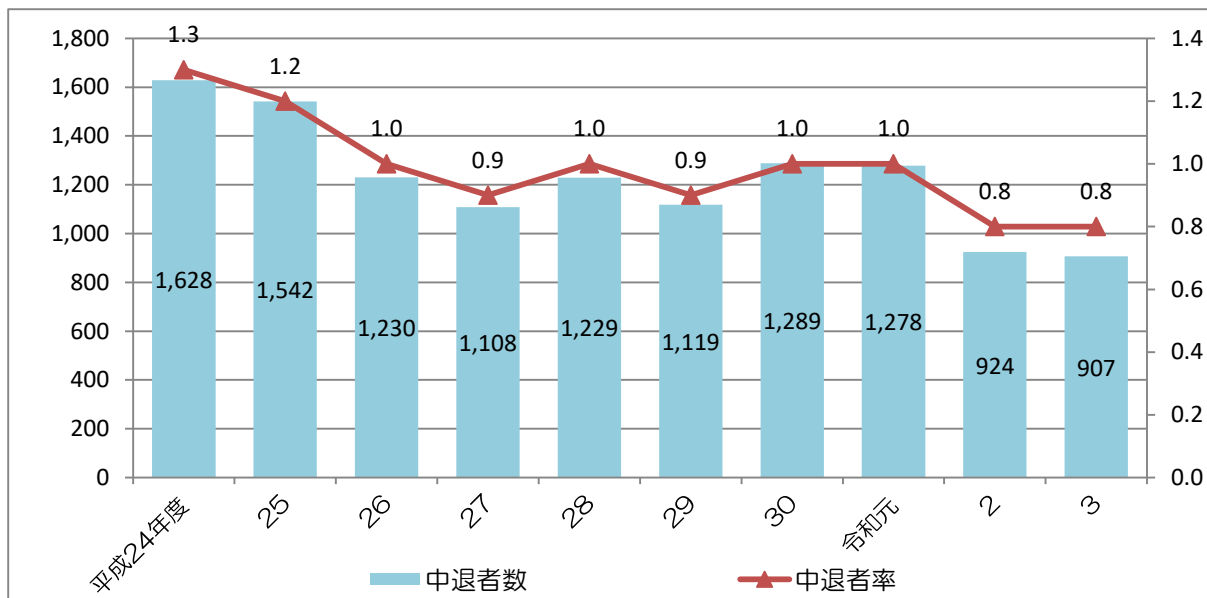


資料：東京都「令和3度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

### (ウ) 高等学校中途退学者

令和3年度の都立高等学校（全日制）における中途退学者数は907人（前年度比17人減）で、生徒数に占める割合は0.8%であった。

(図表18) 高等学校における中途退学者数の推移（都内公立高等学校）

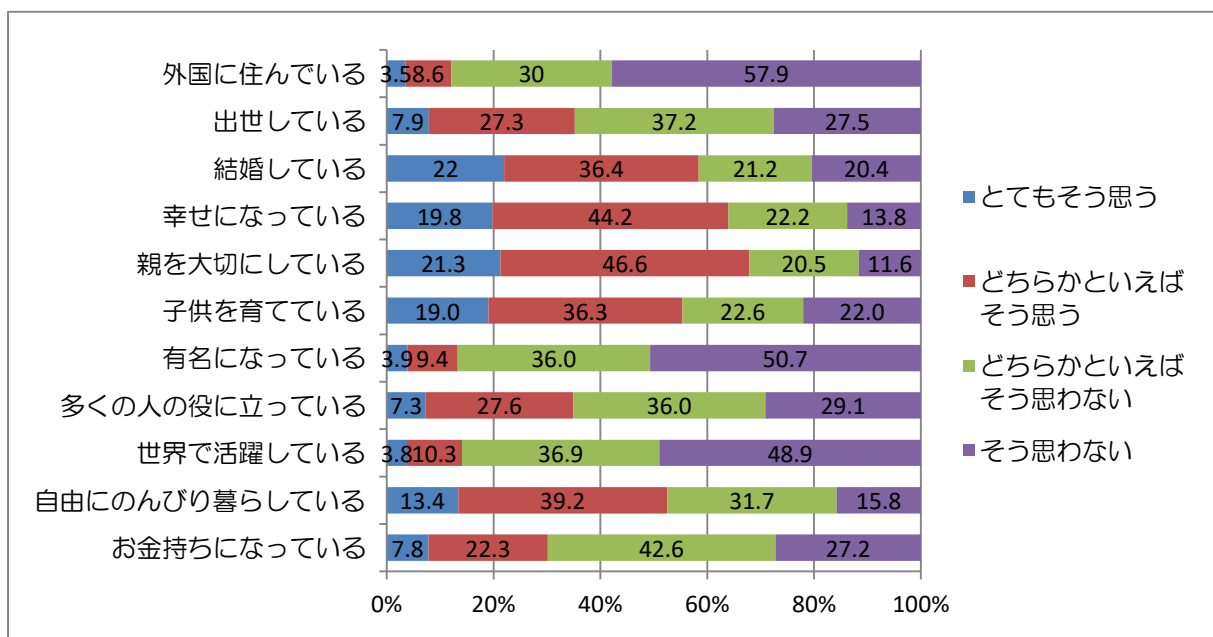


資料：東京都「令和3度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

### (6) 青少年の意識

満13歳から満29歳の男女1,134人に行った調査によると、「あなたが40歳くらいになったとき、どのようになっていると思いますか。それぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。（回答はそれぞれ1つずつ）」という質問について、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と答えた割合は「親を大切にしている」（67.9%）が最も高く、次いで、「幸せになっている」（64.0%）、「結婚している」（58.4%）となっている。

(図表19) 40代の将来像について



資料：内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（令和元年6月）」

### 3 青少年の問題行動

#### (1) 万引き

福生警察署管内における20歳未満の万引きの検挙人数は、令和3年で10人、令和4年で16人であった。

また、令和3年度の東京都の万引きの検挙・補導人数における少年の割合は16.4%であった。

(図表20) 福生警察署管内における万引きの検挙等人数

	令和元年	2	3	4
20歳未満の人員	26	27	10	16

資料：福生警察署

(図表21) 東京都の万引きの発生・検挙状況

項目		令和3年度
認知件数		9,929件
検挙・補導人数		6,310件
割合	少年	16.4%
	成人	52.1%
	高齢者	31.5%

資料：警視庁「東京都の犯罪（令和3年度版）」

#### (2) 薬物乱用

福生警察署管内の20歳未満の覚せい剤、大麻事犯等検挙等人員は令和3年で5人、令和4年で3人であった。

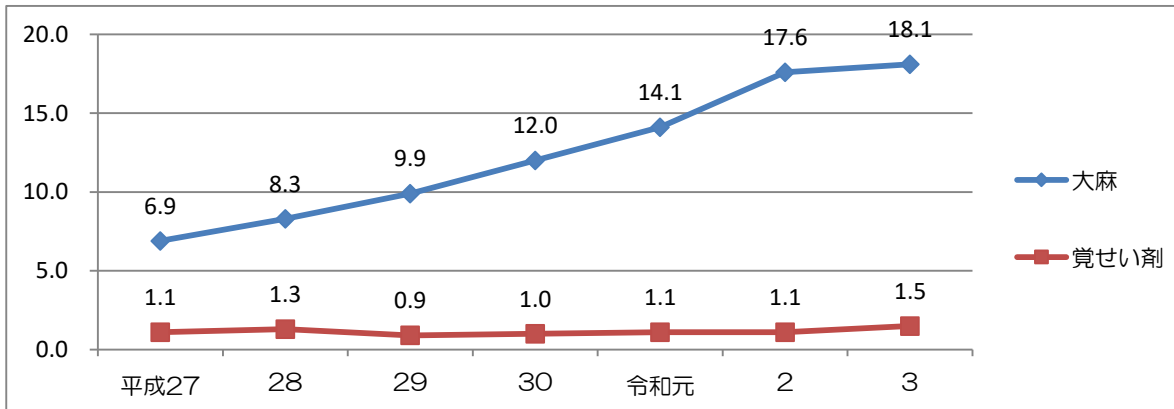
また、令和3年の覚せい剤、大麻事犯検挙者総数に占める20歳未満の構成比率は、大麻が18.1%、覚せい剤が1.5%であり、どちらの比率も前年より増加している。

(図表22) 福生警察署管内における覚せい剤、大麻事犯等検挙等人員

	令和元年	2	3	4
人員	20	26	33	31
(うち20歳未満)	(3)	(2)	(5)	(3)

資料：福生警察署

(図表23) 覚せい剤、大麻事犯検挙者総数に占める20歳未満構成比率推移 (%)



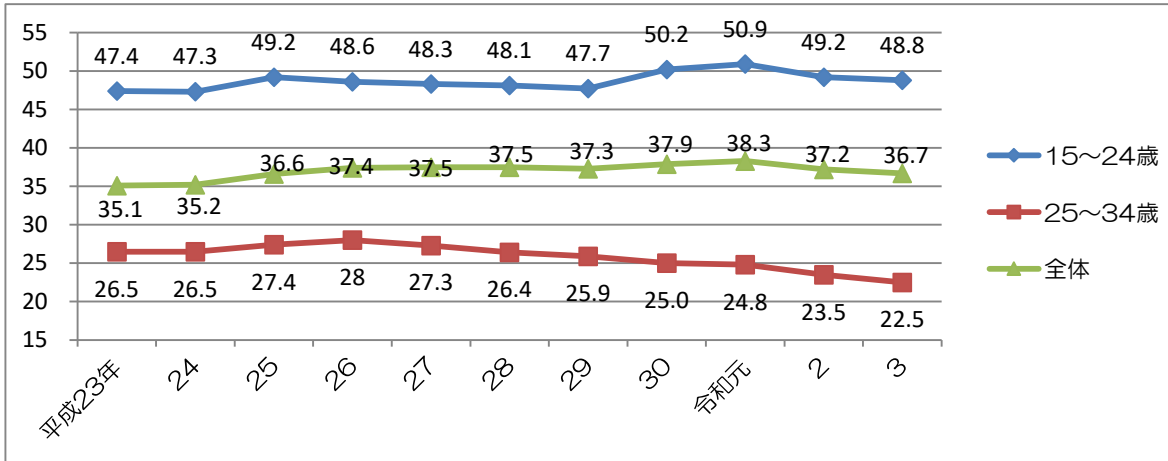
資料：警察庁「令和3年における組織犯罪の情勢」

## 4 若者の労働

### (1) 正規の職員・従業員以外の雇用者比率

雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、令和3年で15～24歳では48.8%、25～34歳では22.5%であり、前年と比較すると割合は低下している。

(図表24) 若者の非正規雇用者比率 (%)

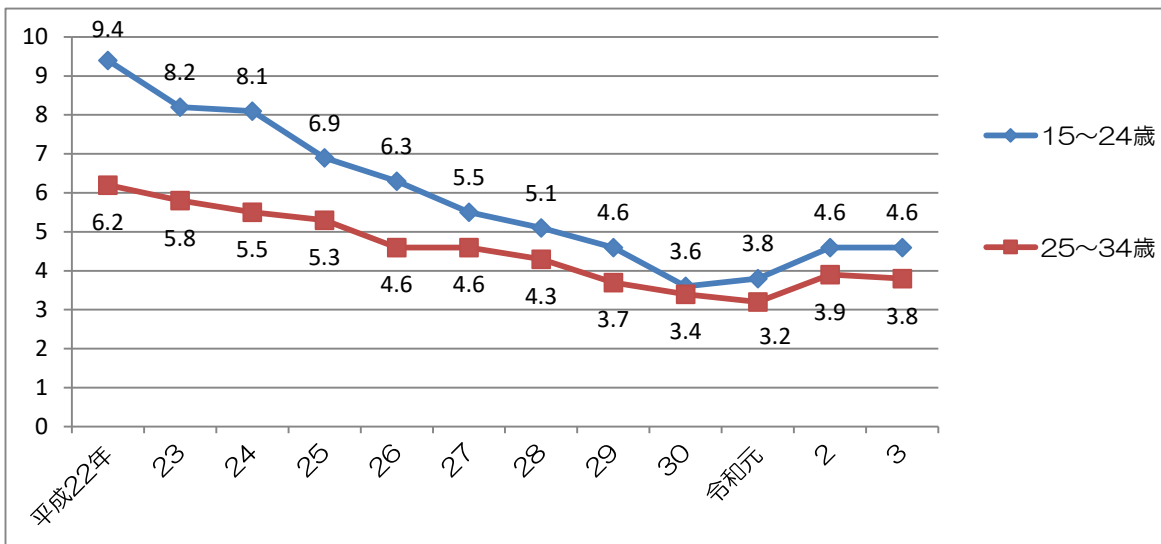


資料：総務省「労働力調査（詳細集計）（令和3年）」

### (2) 失業状況

若年層（ここでは15～34歳）の完全失業率は、令和3年で15～24歳は4.6%、25～34歳は3.8%であった。

(図表25) 年齢階級別若年層の完全失業率の推移 (%)



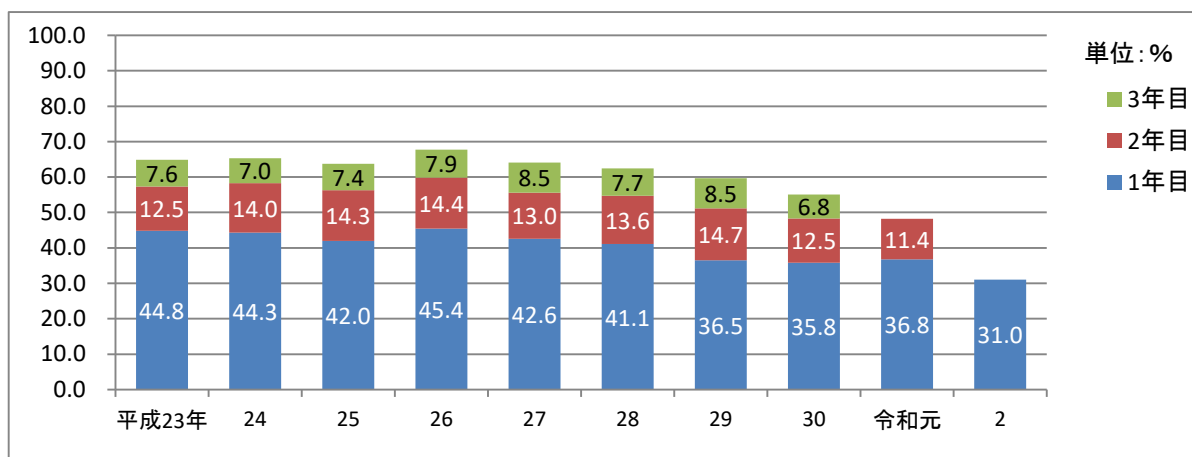
※東日本大震災の影響により、平成23年平均の結果は、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果を掲載

資料：総務省「労働力調査（基本集計）（令和3年）」

### (3) 学校卒業者の離職状況

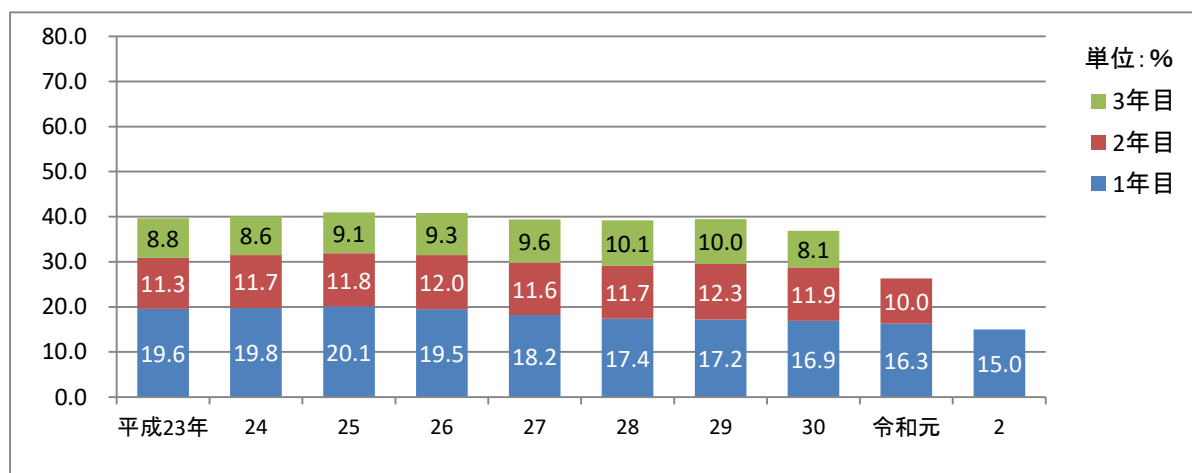
厚生労働省の新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移を見ると、中学校卒業者、高等学校卒業者、大学卒業者ともに、年々割合は減少しており、全体的に離職率は改善傾向にある。

(図表26) 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移 (中学校卒業者)



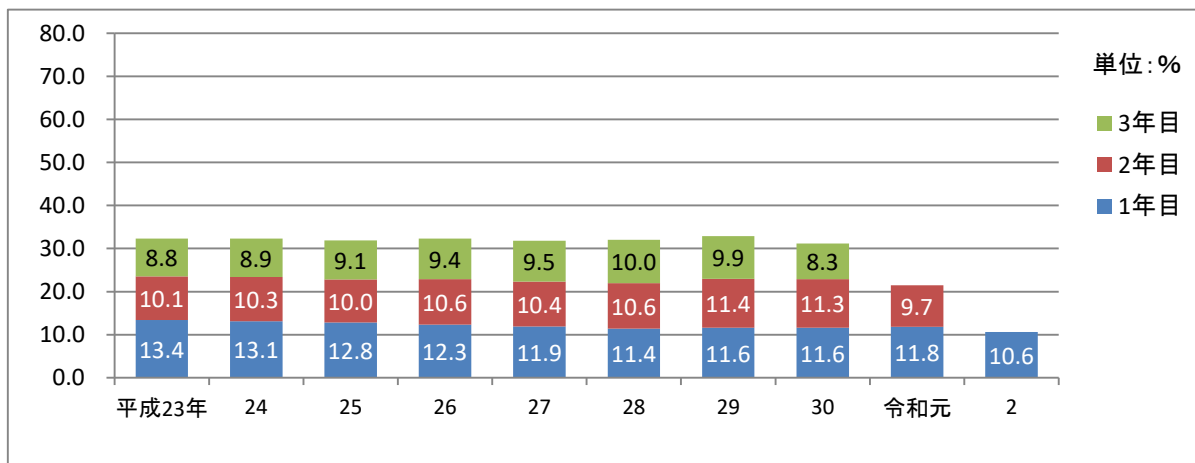
資料：厚生労働省「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移 (令和2年度)」

(図表27) 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移 (高等学校卒業者)



資料：厚生労働省「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移 (令和2年度)」

(図表28) 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移 (大学卒業者)



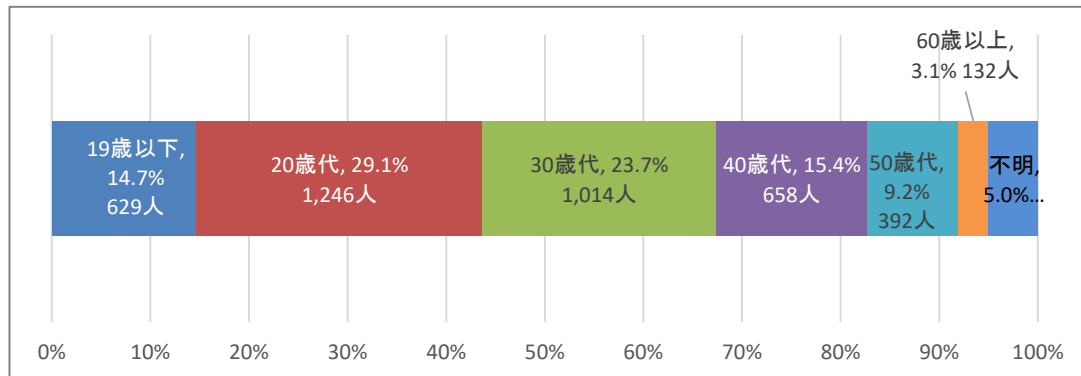
資料：厚生労働省「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移 (令和2年度)」

## 5 ひきこもりの状況

ひきこもりとは、厚生労働省の定義では、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念のことである。

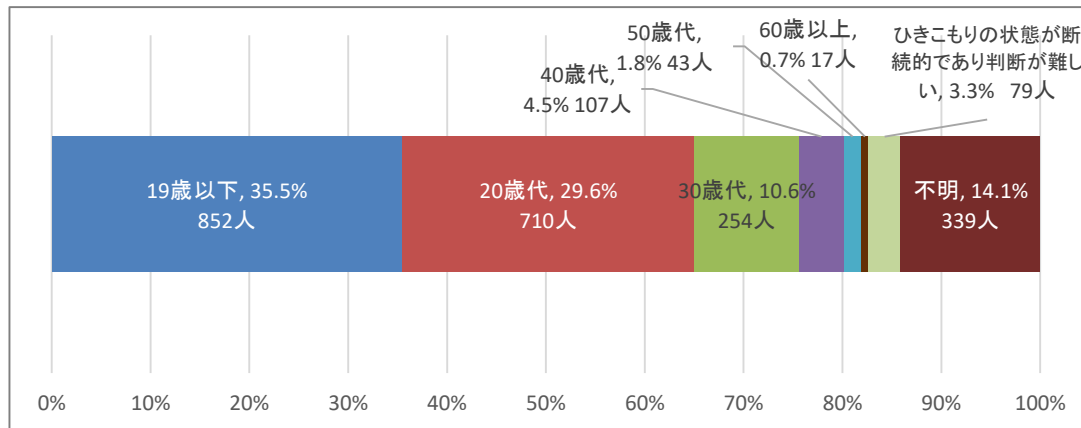
東京都は令和元年9月に学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、協議会での検討の資料とするため、支援状況等の傾向を把握することを目的として、関係機関に対する調査を実施した。以下の図表は、保健所、生活困窮者自立相談支援機関、民間支援団体等の関係機関への調査結果である。

(図表29) 当事者の年齢



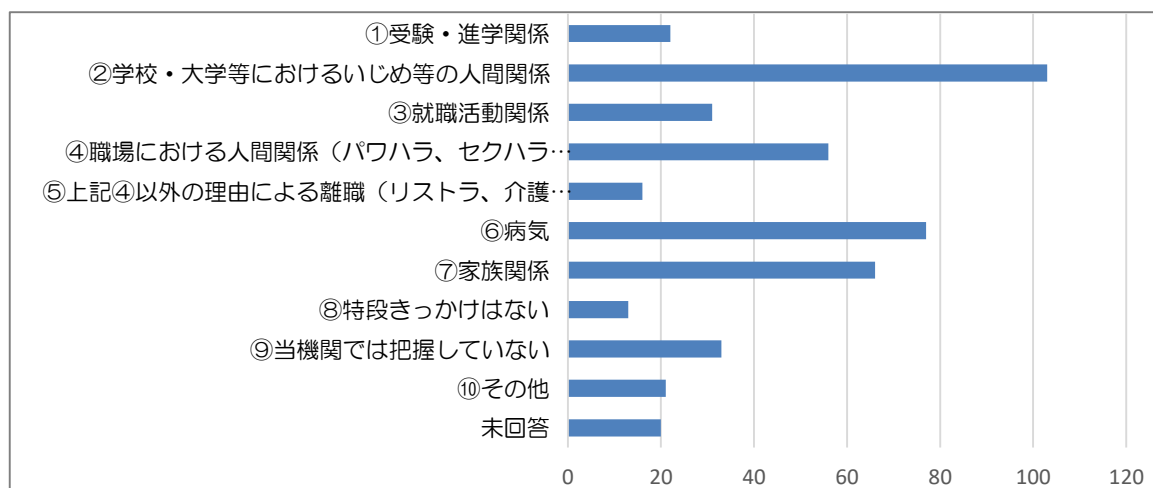
資料：東京都「ひきこもりに関する支援状況等調査結果（令和3年4月）」

(図表30) ひきこもりの状態となった年齢



資料：東京都「ひきこもりに関する支援状況等調査結果（令和3年4月）」

(図表31) ひきこもりの状態となったきっかけ



資料：東京都「ひきこもりに関する支援状況等調査結果（令和3年4月）」



## 資料編

### 1 青少年問題協議会とは

地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づくもの。

市長の附属機関であり、青少年の指導・育成・保護及び矯正など、青少年問題に関する総合的施策の樹立について調査審議する機関である。

施策の適切な実施を進めるため、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、青少年対策について市長、関係行政機関に対して意見を述べる組織である。

福生市においては、会長を市長が行い、委員は 25 人以内で、教育委員 1 人、学識経験者 18 人以内、関係行政庁の職員 3 人、市の職員 3 人で組織されている。

### 2 沿革

敗戦による国民経済の弛緩、教育の混乱は、青少年の生きる自信と目標を失わせ、多くの青少年を反社会的行為や非社会的行為に追いやり、青少年の非行化防止が緊急な課題となった。

昭和 24 年、内閣官房に「青少年問題対策協議会」が設置され、青少年の指導・保護・矯正に関する総合的対策を樹立し、その適切な実施を図ることとされた。この協議会が、わが国の青少年対策の中核的役割を果たす「青少年問題協議会」の前身であった。

同年 9 月、政府は「地方青少年問題協議会設置要綱」を閣議決定し、都道府県市町村においても同種の地方機関を早急に結成し、活動するよう、内閣官房長官名をもって都道府県知事あてに通達した。「東京都青少年問題協議会」はこの通達に基づき、11 月に都知事を会長に、委員に関係機関、民間有識者を網羅して発足したものである。

昭和 25 年、国は中央における協議会の法的根拠を持たせるため、総理府設置法の一部改正とともに、「中央青少年問題協議会」を公布し、その任務と性格を明らかにした。これに次いで昭和 28 年 7 月、国及び都道府県、市町村協議会についても法的根拠を持たせるため、「青少年問題協議会設置法」を制定し、その強化を図ることとなった。東京都ではこれを受けて、昭和 28 年 10 月、「東京都青少年問題協議会」を設置した。同年 12 月、「東京都区市町村青少年問題協議会の組織及び運営強化方針」を定め、各区市町村に対してその設置を勧奨した。

青少年問題協議会は、地方公共団体の長の附属機関であり、青少年問題に関する総合的施策の樹立について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、当該地方公共団体の長と区域内関係機関に対し、意見を述べることができる独自の性格を持つものとされている。

福生市においては、東京都の勧奨に基づき、昭和 28 年西多摩郡青少年問題協議会（福生町、西多摩村（現在の羽村市）、瑞穂町、秋多町（現在のあきる野市）、日の出村（現在の日の出町）、五日市町（現在のあきる野市）、檜原村、奥多摩町）としてスタートした。その後、昭和 37 年 7 月に「福生町青少年問題協議会」が設置され、昭和 45 年 7 月の市制施行により「福生市青少年問題協議会」となる。

### 3 福生市青少年問題協議会条例・施行規則

#### ○福生市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、福生市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を司る。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げる委員25人以内をもって組織する。

- (1) 教育委員会委員 1人
- (2) 学識経験者 18人以内
- (3) 関係行政庁の職員 3人
- (4) 市の職員 3人

2 会長は、市長とする。

3 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員及び任務)

第5条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長2人を置く。

3 副会長は委員の互選とする。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は会長が招集する。

(定足数及び表決権)

第7条 協議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務処理)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を置き、所要の職員を置く。

2 事務局職員は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## ○福生市青少年問題協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福生市青少年問題協議会条例（昭和37年条例第18号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱又は任命)

第2条 条例第3条第1項第2号の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童委員の代表 2人以内
- (2) 保護司の代表 1人以内
- (3) 少年補導員の代表 1人以内
- (4) 防犯協会の代表 1人以内
- (5) 青少年育成に関する地区委員会の代表 1人以内
- (6) 町会長（自治会長を含む。）の代表 1人以内
- (7) 社会教育委員の代表 1人以内
- (8) スポーツ推進委員の代表 1人以内
- (9) 高等学校の代表 1人以内
- (10) 小学校及び中学校の代表 2人以内
- (11) 小学校及び中学校のPTA会長の代表 2人以内
- (12) 保育所の代表 1人以内
- (13) 幼稚園の代表 1人以内
- (14) 社会福祉協議会の代表 1人以内
- (15) 指導主事の代表 1人以内

2 条例第3条第1項第3号の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福生警察署長
- (2) 立川児童相談所長
- (3) 八王子少年センター所長

3 条例第3条第1項第4号の職員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 福祉保健部長

(事務局)

第3条 条例第8条第1項に規定する事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 幹事 若干人
- (3) 書記 若干人

2 事務局長には、子ども家庭部長の職にある者を、幹事には、防災危機管理課長、協働推進課長、社会福祉課長、障害福祉課長、健康課長、子ども政策課長、子ども育成課長、子ども家庭支援課長、道路下水道課長、教育総務課長、教育指導課長、教育支援課長、生涯学習推進課長、スポーツ推進課長、公民館長及び図書館長並びに福生警察署生活安全課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局に事務局長及び幹事をもって構成する幹事会を置き、会務の調整に当たらせる。

4 書記には、子ども家庭部子ども政策課の職員のうちから、事務局長が指名する者をもって充て、事務を担当させる。

## 4 福生市青少年健全育成エリアネットワーク

福生市青少年問題協議会は、福生市青少年問題協議会条例及び同条例施行規則に基づく委員によって構成されておりますが、市の青少年の健全育成を担う委員が所属する組織の一部を紹介します。

なお、委員数等の内容は、令和5年2月1日現在となります。

### (1) 条例第3条第1項第1号より

#### 教育委員会委員

##### 【主な活動】

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村に設置されている。地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長及び委員で組織され、教育行政における重要事項や基本方針を決定する。

##### 【福生市教育委員会委員数】

5人

### (2) 条例第3条第1項第2号及び施行規則第2条第1項各号より

#### 民生委員・児童委員

##### 【主な活動】

誰もが安心して暮らせるように、地域の相談相手として厚生労働大臣から委嘱されるボランティアであり、福祉活動を行っている。委員それぞれが担当区域を持ち、相談を受ける。

民生委員・児童委員のうち、主任児童委員は、児童福祉の相談を専門に受ける。

##### 【福生市民生委員・児童委員数】

区域担当：42人

主任児童委員：4人

#### 保護司

##### 【主な活動】

地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っている。

##### 【西多摩地区保護司会福生分区保護司数】

20人

### 少年補導員

#### 【主な活動】

警察署長から委嘱を受け、地域における街頭補導活動や有害環境浄化活動等の幅広い非行防止活動に従事している。

毎月1回、福生警察署員と八王子少年センター職員とともに、JR福生駅周辺の公園、ゲームセンター及びカラオケ店に立ち寄り、補導活動を行っている。

#### 【福生警察署管内会員数】

少年指導員：2人

少年補導員：8人

母の会少年補導員：13人

### 防犯協会

#### 【主な活動】

福生警察署管内防犯協会は、住民の防犯意識の高揚を図り、警察が行う防犯活動及び犯罪捜査、並びに青少年の健全育成に協力することで犯罪のない明るい社会の実現を図ることを目的に、福生市、羽村市、瑞穂町及びあきる野市の旧秋川市を管轄エリアとして活動をしており、防犯パトロールや特殊詐欺根絶キャンペーンなどを実施している。

#### 【福生支部会員数】

防犯活動推進員：88人

女性防犯指導員：45人

### 青少年育成地区委員長会

#### 【主な活動】

青少年問題の重要性に鑑み、市内の青少年育成地区委員会が連携、協力して、青少年の健全育成に取り組むことを目的としている。各地区の青少年地区委員会の委員長により構成される組織で、様々なイベントや活動を行っている。

#### 【福生市青少年育成地区委員長数】

30人

### 社会教育委員

#### 【主な活動】

社会教育法第15条の規定に基づき設置されている。

教育委員会の諮問機関で、教育委員会からの諮問に対し市民の立場から意見を述べ、答申を行っている。また、社会教育に関する諸計画の立案、そのために必要な調査、研究を行っている。

#### 【福生市社会教育委員数】

10人

## スポーツ推進委員

### 【主な活動】

スポーツ基本法第32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者。

事業の企画・立案や運営の他、地域住民・行政・スポーツ団体の間の円滑な連絡と調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担う。

### 【福生市スポーツ推進委員数】

11人

## (3) 条例第3条第1項第3号及び施行規則第2条第2項各号より

### 立川児童相談所

#### 【児童相談所とは】

全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。

#### 【立川児童相談所の所在地】

立川市柴崎町二丁目21番19号（東京都立川福祉保健庁舎3階）

#### 【立川児童相談所の担当地域】

立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

### 八王子少年センター

#### 【少年センターとは】

子どもの非行などの問題で悩んでいる方や、いじめや犯罪等の被害にあい精神的ショックを受けている少年のために、心理専門の職員が相談に応じている。また、ボランティアや学校等と協力し、少年相談、犯罪等の被害にあった少年のケア、少年補導、非行・被害防止に向けた広報啓発活動等を行っている。都内には8か所の少年センターがあり、近隣では八王子の他に立川少年センター（立川市柴崎町2丁目14番10号）がある。

#### 【八王子少年センターの所在地】

八王子市南大沢1丁目155番地4

## 5 こども基本法・東京都こども基本条例

### ○こども基本法

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

##### (基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

##### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

## 第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○東京都こども基本条例

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第3条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

（こどもの権利）

第4条 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（こどもにやさしい東京の実現）

第5条 都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

（こどもの安全安心の確保）

第6条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

（こどもの遊び場、居場所づくり）

第7条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

(こどもの学び、成長への支援)

第8条 都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

(子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援)

第9条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

(こどもの意見表明と施策への反映)

第10条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(こどもの参加の促進)

第11条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

第12条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

第13条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第14条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(こどもに関する計画の策定)

第15条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとりものとする。

(こども施策を総合的に推進する体制の整備)

第16条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第17条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。